

令和4年4月18日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、本日、常磐開発株式会社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

総務部経理課

課長：鶴田 慎二郎

課長補佐：百目木 ^{どうめき} 康一

TEL:024-573-7246

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
常磐開発株式会社	福島県いわき市常磐湯本町辰ノ口1

2 指名停止措置期間

令和4年4月18日から令和4年6月17日まで

3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

4 事実概要

常磐開発株式会社の元社員2名は、福島県楡葉町発注工事の入札において、同町職員が漏洩した入札情報を基に落札したとして、令和4年3月8日、公契約関係競売等妨害の容疑で福島県警察に逮捕された。

5 指名停止措置理由

このことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知）別表2第8号アに該当する。

「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(公契約入札妨害又は談合) 8. 次のア又はイに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 ア 当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から2ヶ月以上12ヶ月以内